

製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

Derwent Research

1. 納品 (a) お客様は、専任プロジェクトマネージャーを通じて特許調査の依頼をすることができます。その際、Derwent Research 担当者は、作業を行うためにサブスクリプションの中から使用される作業時間を、e メールで送付された Work Order（作業指示書）により確認します。専任プロジェクトマネージャーと Derwent Research 担当者は、Work Order で定める納品期限についても確認します。(b) お客様は、割り当てられた時間と特許調査の範囲をレビューし、Work Order を承認したことを書面（e メールなど）で確認します。(c) Derwent Research 担当者はその後、必要に応じてお客様と連絡を取りながら、特許調査の作業を実施します。調査結果は、電子的形式によりお客様に直接送付されるか、お客様の選択に基づき、Derwent Innovation アカウントにアップロードされます。(d) プロジェクトは、Derwent Innovation を使用して実施されます。(e) Derwent Research プロジェクトマネージャーは、毎月、お客様に対し、サブスクリプションのうちその日までに使用された時間、当月に使用された時間、及びサブスクリプションの残りの期間における残余時間のサマリーを含む報告を行います。

2. お客様の義務 お客様は、(a) 作業実施前に Work Order をレビューし、何らかの調整を希望する場合は、Derwent Research プロジェクトマネージャーと協議します。(b) Derwent Research アナリストからの情報を求める合理的な依頼に対応し、要求があれば調査のパラメーターをレビューし、分析パラメーターに変更を生じさせる可能性のある目的や焦点を明確にします。お客様の対応が遅れた場合、特許調査の Work Order で定める納品期限が遅れる場合があります。

3. サブスクリプション時間 お客様が購入したサブスクリプションの時間は、注文書に記載されます。(a) サブスクリプションの 6 か月目の契約応当日をもって、サブスクリプション時間の 40%が無効となり、それ以降、使用することはできません。(b) サブスクリプションの 12 か月目の契約応当日をもって、サブスクリプション時間の 100%が無効となり、それ以降、使用することはできません。(c) 1 か月間に最大 120 時間まで使用することができます。

4. お客様による使用 (a) お客様は、Work Order に基づき提供されたレポートを、社内使用又は社外使用にかかわらず、提供された形式で所有するものとします。ただし、当社は、Work Order に基づく当社のデータ、汎用コード、コンテンツ、方法、製品、サービス、テンプレート及びツール（「Clarivate 所有物」といいます）の全ての所有権（有形又は無形）を維持します。Clarivate 所有物がレポートに組み込まれている場合、お客様は、そのレポートの利用に必要な範囲で、かかる Clarivate 所有物を使用するための限定的、非独占的、ロイヤリティフリー、支払済みの世界的ライセンスを有するものとします。(b) お客様は、社内業務目的でデータセットを使用することができ、さらに低頻度で不定期かつ単発的に、独立した商業価値がなく、Clarivate が提供するサービス（又はその本質的な部分）の代替として使用できないデータセットの限られた抜粋を配布することができます。(c) お客様は、表、図、チャート、データ又はその他一切の可視化されたレポートの要素を外部に公開する場合、Clarivate からの出典であることを示す出典表示を付すものとします。

5. 前提 (a) Clarivate はアプリケーションに関する専門知識を提供しているものであり、分析対象の技術分野における業界専門家を代表するものではありません。Clarivate は、特許性、有効性、優位性、又は



侵害に関する法的見解を提供するものではありません。(b) 特許分析では、Clarivate のアプリケーションである Derwent Innovation、ThemeScape® 及び Derwent Data Analyzer のみを使用します。(c) Clarivate は、出願人・譲受人の名寄せ作業を補助するため、一般に公開されているその他の情報を使用することがあります。(d) お客様は、指定された Clarivate の担当者がお客様のサブスクリプションに基づき作成された Work Order の品目を納品するために、お客様の Derwent Innovation アカウントにアクセスすることに同意し、これを許可するものとします。(e) お客様が弁護士や法律事務所である場合、社内業務目的には、お客様のクライアントの利益のために当社の製品やサービスを使用することが含まれます。

最終更新：2021 年 11 月